

平成30年度東松山市障害者優先調達推進方針

平成30年3月27日策定

1 目的

平成25年4月1日に国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）が施行されました。

この方針は、障害者優先調達推進法第9条に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての機関が直接又は委託事業者若しくは指定管理者を通じて発注する物品等の調達に適用します。

3 調達物品等

別表に定める障害者就労施設等から市が調達可能な物品等とします。

4 基本的な考え方

- (1) 障害者優先調達の推進については、全庁的に取り組むものとします。
- (2) 予算の適正な執行に留意しつつ、調達の推進に配慮するよう努めるものとします。
- (3) 物品等の調達に当たっては、可能な限り市内の障害者就労施設等からの調達に努めるものとします。

5 調達目標 5,000,000円

6 実績の公表

この方針に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の実績は、年度終了後に取りまとめ、公表します。

7 その他

物品等の調達のほか、障害者就労施設等の市庁舎内での物品の販売や市等が実施するイベント等での販売等、販売機会の確保や市民への周知に努めます。

別表

障害者就労施設等

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく施設等 ア 就労継続支援事業所（A型、B型） イ 就労移行支援事業所 ウ 生活介護事業所 エ 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設） オ 地域活動支援センター
(2) 障害者基本法に基づく助成を受けている小規模作業所
(3) 障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所 ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。） に基づく子会社の事業所（特例子会社） イ 重度障害者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの） ①障害者の雇用数が5人以上 ②障害者の割合が従業員の20%以上 ③雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が 30%以上
(4) 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者及び在宅就業支援団体